社会福祉法人 福誠会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 福誠会(以下「法人」という。)の役員、 評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)に対する報酬、 及び費用弁償の額、並びにその支給方法について必要な事項を定めること を目的とする。

(報 酬)

- 第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。
- 2 報酬は、役員等が人事労務、財政及び運営等役員が法人の業務(以下「法人業務」という。)に従事したときに限り支給する。

ただし、職員が役員を兼ねる場合は、役員報酬は支給しない。

3 前項の報酬は、次のとおりとする。ただし、法人業務に従事する日数が 月10日に満たない場合は、日額とする。

理事長月額 200,000円日額 20,000円理事月額 150,000円日額 15,000円

(費用弁償)

- 第3条 役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、法人の用務のため旅行したときに費用弁償として支給する。
- 2 前項の規定により支給する費用弁償については、次のとおりとする。

会議に出席した場合 日額 10,000円 旅行の場合 福誠会旅費規程による。

(支給)

- 第4条月額報酬の支給方法及び支給日は、福誠会の給与の支給方法及び支給日に準ずる。
- 2 会議に出席した場合の費用弁償は、当該職務の終了後に支給する。 ただし、公務員法に基づく公務の職に在る者には支給しない。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。改訂平成26年11月15日から施行する。改訂平成29年1月日から施行する。